

(第四部)

第二回 参議院司法委員会會議錄第三十九号

昭和二十三年六月十日(木曜日)午前十一時五十一分開會

本日の會議に付した事件

○刑事訴訟法を改正する法律案(内閣送付)

○裁判官の刑事事件不當處理等に関する調査

○松島事件に関する件及び小委員長の互選

○委員長(伊藤修君)ではこれより司法委員会を開會いたします。本日は刑事訴訟法を改正する法律案を議題に供します。昨日に引續いて質疑を續けたいいたします。先ず政府委員の御説明をお願いいたします。本日は第四章、辯護及び補佐について御説明をお願いいたします。

○政府委員(宮下明義君) 第四章辯護及び補佐の章について御説明申し上げます。先ず第三十條でありますが、現行刑事訴訟法におきましては、被告人だけが辯護人を選任権を持つておたわけでありまして、それが應急措置法によりまして、身體の拘束を受けた被疑者に辯護人を選任権を認めて、幾分その範圍を擴張いたしましたのであります。この改正案におきましては、身體の拘束を受けた場合であると否とを問わず、廣く被疑者に辯護人を選任権を認めまして、被告人であつても、被疑者であつても、「何時でも辯護人を選任することが出来る。」と、このようにいたしましたわけでありまして、これは憲法に基きまして、廣く被告人及び被疑者に

の保護を圖る趣旨に出でた規定でございます。第二項につきましては、現行法の三十九條と大差ございませんが、ただ民法の改正に伴ひまして戸主というものがなくなりましたので、その點を整理いたしました。尙新たに辯護人を選任権者の範圍を被告人又は被疑者の兄弟姉妹まで廣めました。

次に第三十一條でございますが、これは現行法の四十條に相當する規定でございます。現行法におきましては、特別辯護人を各審級を通じて廣く認めておりましたが、今度の改正案におきましては、辯護人のなす訴訟行為といふものが非常に廣くなつております。著しく法律的知識を必要とするという見地から、特別辯護人を選任し得る場合を、第三十一條第二項におきまして或る程度制限を加えた次第であります。即ち簡易裁判所と地方裁判所においてのみ辯護士でない者を裁判所の許可を得て特別辯護人にすることができると、このようにいたしました。尙地方裁判所においては、他に辯護士である辯護人がある場合に限つて特別辯護人の選任を許すと、このように改めたわけでございます。

次に第三十二條でございますが、これは現行法の四十一條に相當する規定でございます。改正案第三十二條の本文は、控訴の提起前に被疑者が選任いたしました辯護人は、起訴後その効力があつて、第一審の手續が終るまでその効力があるということに明文を以て規定いたしました。この點は應急

措置法當時におきましては、政府の解釋をいたしましては、第三十二條本文による規定がございせんために、起訴前において選任した辯護人は、公訴の提起と共にその効力がなくなるという解釋をとりまして、實際の運用においても、公訴提起後においては改めて辯護人を選任し直しておつたわけでございます。併しながらそれは、實情にも反しますので、改正案におきましては、起訴前に選任した辯護人の効力が一審まで効力があるということに明らかにいたしましたわけでございます。

次に第三十三條でございますが、これは全く新しい規定でございます。尙この點は司法法制審議會及び臨時法制調査會の答申に基いておる規定でございます。即ち被告人に數人の辯護人があります場合に、その一人を主任辯護人とする、地方裁判所においては辯護士でない者を主任辯護人とすることはできないと、このような主任辯護人の規定を新設いたしましたわけでございます。主任辯護人は、次の第三十四條によりまして、裁判所の規則の定めるところによつて辯護人に對する訴訟行為、又は辯護人のする訴訟行為について他の辯護人を代表する、こういう規定を設けまして、主任辯護人の訴訟における地位といふものを明らかにいたしましたわけでございます。この三十三條及び三十四條の規定を設けました趣旨につきましては、最初提案理由の説明において詳しく觸れましたことと

ろであります。この改正案により

まする訴訟手續といふものが、辯護人の地位、辯護人の權利といふものを非常に強めておりました。各種の訴訟行為をいたす事になつておりますので、被告人に數人の辯護人がありまして、その辯護人のなす訴訟行為が相矛盾いたしました場合には訴訟の進行というものが著しく困難になる。又裁判所側から辯護人に對していたします通知或いは送達等をすべての辯護人にしなければならぬといふことにいたしました。おきますと、この點も又いろいろ不便がございしますので、裁判所の規則の定めるところによつて、その數人の辯護人のうち一人を主任辯護人とする、このようにいたしましたわけでございます。尙この三十三條について御注意願ひたいのは、この主任辯護人の制度は被疑者の辯護人については適用がございせん。公訴提起後、被疑者に數人の辯護人がある場合に限つて、この主任辯護人の規定が適用がある點を、御注意願ひたいと思ひます。

次に第三十五條の規定でございますが、この規定も新しい規定で、現行法にこれに相當する規定はございせん。尙この規定は三十三條の主任辯護人の制度と同様、司法制度審議會及び臨時法制調査會の答申に基いて、その答申通りの案でこの規定を立案いたしましたわけでございます。即ち裁判所の辯護人の數を三人までに制限することとが、被疑者の辯護人の數は各

被疑者について三人を超えることができないと、このように規定いたしましたわけでございます。特別の事情がありせん場合は、被告人に場合に限りましては四人以上の辯護人が許される場合もあり得るわけでありまして、裁判所が制限しない限り四人以上の辯護人を持つことも可能なわけでありまして、特別の事情を申しするものは、被告人に非常に澤山の辯護人が附きまして、法廷戦術等その法廷を攪亂するといふようなことも考えられますので、特別の事情がある場合には三人までに制限できる、このような規定を設けたわけでございます。

次に第三十六條でございますが、これは應急措置法四條と全く同様の規定でございます。應急措置法四條は、日本國憲法三十七條第三項後段に基きまして設けられました規定でございますが、その應急措置法四條の規定をそのまま改正案におきましても取入れたわけでございます。即ち被告人が貧困その他の事由によつて辯護人を選任することができないときは、裁判所はその者の請求によつて被告人のために辯護人を附しなければならぬ、こういう規定を設けたわけでございます。

「貧困その他の事由の」(その他の事由)と申しますのは、被告人が全く見知らない土地において起訴されまして、その被告人を十分に知つておる辯護士が近くにおらないために、誰もその被告人のために辯護人となつて呉れる者がいないというような場合、或

いは特にその被告人の犯しました犯罪が社会的に著しく非難されるような事情がございまして、辯護人が誰も進んで私選辯護に立つて呉れる辯護人がないというような場合を考慮いたしておるわけでございします。

次に第三十七條の規定でございますが、この規定は現行法の三百三十五條の規定の一部に相當するわけでございします。現行法の三百三十五條は、被告人が未成年者等である場合に、被告人が選任いたしました辯護人が出頭しないとき、又はその被告人が辯護人を選任しないときは、裁判所は辯護人を附することができるといふ規定でございますが、この三百三十五條の中の、被告人が辯護人を選任しない場合だけを、この三十七條として辯護の章に持つて参つたわけでございします。そして三百三十五條の、被告人が選任した辯護人が出頭しない場合につきましては、改正案の二百九十條に分割いたしましたので、その規定を設けたわけでございします。要するに、規定の内容は三百三十五條と同様でございますが、ただ三百三十五條の中、第二號の被告人が婦女である場合に、裁判所が事情によりまして官選辯護人を附することができるといふ規定がございまして、これは憲法の精神から申しまして、両性の平等という點に反しますので、この規定を削除いたしました。

次に第三十八條の規定でございますが、これは現行法の四十三條に相當する規定でございます。現行法の四十三條におきましては、官選辯護人の……改正案におきましては、國選辯護人と呼ぶことにいたしました。この國選辯護人は辯護士と司法官候補の中から選任することができると、このように規定してございした。日本國憲法におきましては、辯護人は資格ある辯護士たることを要求いたしておりました。司法官候補を辯護人に選任いたしますことは、憲法違反の疑がございします。司法官候補を國選辯護人になし得るといふ規定を削除いたしました。従いまして國選辯護人となし得るものは資格ある辯護士でなければならぬということになつたわけでございします。三十八條第一項の、この法律の規定に基いて國選辯護人を附する場合と申しますのは、第三十六條、第三十七條、第二百八十九條、第二百九十條、第四百五十一條第三項等の規定でございます。次に第三十八條第二項の規定でございますが、これは全く新たな規定でございます。勿論、應急措置法施行後におきましては、國選辯護人に對して旅費、日當、宿泊料及び報酬を政令に基いて給するということになつておりましたが、改正案におきましてはこの政令を廢止することにいたしました。法律の中に明文を設けた次第でございます。而してこの辯護人に給する旅費、日當、宿泊料及び報酬は訴訟費用といたしまして、有罪の言渡しをする場合には、その全部又は一部を被告人に負擔させるという建前をとりました。勿論被告人が貧困でありまして、訴訟費用を完納することができないという場合には、第五百條の規定によりまして、訴訟費用の免除をするという規定を新たに設けてございします。尚、國選辯護人に給する旅費、日當、宿泊料及び報酬の額につきましては、刑事訴訟費用法においてこれを明らかにする規定でございます。

次に第三十九條の規定でございますが、これは新しい規定でございます。應急措置法の下におきましては、通牒によりまして現實にこのような運用をいたしておりましたところを明文といたしたわけでございします。即ち身體の拘束を受けております被告人又は被疑者は、辯護人又は辯護人を選任することができるとの依頼により辯護人とならうとする者、但し辯護士でない者は裁判所の許可があつた後に限るのあります。この被告人又は被疑者は、辯護人又は辯護人とならうとする者は、官憲等の立會なくして、全く秘密裡に接見いたしました。被告人又は被疑者の防禦の準備をすることができるといふ建前をとつたわけでございします。この規定は、改正案が被告人の秘密というものを明定いたします趣旨によりまして、被告人は秘密裡に辯護人と接見し、腹藏なく自分の意圖を辯護人に打ち明けて、十分に防禦の準備をしなければならぬという趣旨によりまして、この規定を設けた次第でございます。併しながらその場合に於いて、他面、被告人又は被疑者の逃亡、罪證の隠滅又は戒護に支障のある物の接受といふことは十分に防がなければならぬので、第三十九條第二項におきまして、他の法令でその點について必要な措置を講ずることができるといふ根據規定を設けたわけでございします。豫定いたしておりますのは

監獄法その他の規定を豫定してあります。又第一項におきまして、被疑者の辯護人又は辯護人とならうとする者は、被疑者と自由に接見ができるわけでございますが、この權利を濫用に使用しますと、公訴提起前の限られた期間内に捜査を完了したなければならぬといふところの檢察官、司法警察員等の捜査の妨げをすることが豫想されますので、第三十九條第三項におきまして、公訴の提起前に限つて、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員が、第一項の接見又は物の授受に關することができるといふ規定を設けたわけでございします。勿論この指定は、被疑者の防禦を準備する權利を不當に制限するものであつてはならないわけでございます。尚第三十九條第三項の指定が正當であるかどうかという點につきましては、第四百三十條第一項に規定を設けて、第三十九條第三項の處分に對して不服のある者は、その檢察官又は檢察事務官が所屬する檢察廳の對應する裁判所にいわゆる進抗告をすることができると、司法警察職員がいたした處分に不服がある者は、司法警察職員の職務執行地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にいわゆる進抗告をすることができるといふ規定を新たに設けて、この指定が正しく行われる配慮をいたしたわけでございします。尚第三十九條の規定につきましては、被告人又は被疑者と辯護人との間におきましては、いわゆる接見禁止、物の授受の禁止の決定といふことはできないという建前になつております。その理由は、第八十條におきまして、拘留されておる被

告人と辯護人以外の者との接見の規定を設けて、第八十一條におきまして、その場合における接見禁止の規定を設けておきますが、第三十九條につきましては、接見禁止といふことは考えておらないのであります。

次に第四十條の規定でございますが、これは現行法の四十四條に相當する規定でございます。規定の内容につきましても變りございません。次に第四十一條の規定でございますが、これは現行法の四十六條に相當する規定でありまして、これも規定の内容については、現行法と變つておりません。次に四十二條でございますが、これは現行法の四十七條に相當する規定でありまして、規定の内容につきましても、民法の改正等に伴ひ、「夫」といふ言葉を「配偶者」と改め、「家主」と改め、任權者を續けた趣旨と併せまして、「兄弟姉妹」といふものを新たに附加した外は、現行法の内容と變つておりません。第三項の但書の「この法律に特別の定めのある場合は、この限りでない。」という一例は、例えば上訴權は一般に補佐人には與えてありませんで、特に被告人の法定代理人と保佐人だけに與えてございまして、それ以外の補佐人になり得る者については與えてないものであります。そのような場合が一つの例にならうかと考えております。

以上で第四章、辯護及び補佐の章の御説明を終ります。○委員長(伊藤修君) 以上第四章についての御質疑がありましたら、この際お申出願います。○松井道夫君 被疑者の辯護人の權

限と考へております。即ち第一問の公知いたしましたのであります。改

の國籍辯護人は辯護士と司法官候補の
いてこれを明らかにする豫定でござい
さいます。豫定になしておりますのは
十條におきまして、勾留されておる被
お申出願います。
○松井道夫君 被疑者の辯護人の權

限、どういふことができるのかという
ことを一つ伺いたいのであります。
それから辯護人の權限といふは、ま
して、辯護のために必要である範圍内
において、官公署その他について證據
の收集調査というふうなことをするこ
とができる、その他、辯護人の證據收
調査に關する權限を、この刑事訴訟法
中に規定をいたす必要があるのではな
いかと存ぜられるのであります。そ
の點についての御意見、又それにつ
いての御配慮があつたかどうかといふ
やうなことをお尋ねしたいのであり
ます。

それから四十條で、公訴の提起後に
辯護人が書類や證據物の閲覧請求がで
きるといふ規定でございしますが、こ
れは新聞によつて得た知識で、まだこ
の法案について詳細に研究したわけでは
ございせんけれども、裁判所に起訴
をせられた場合に、證據書類や證據物
は、それは檢察官がその後の訴訟段階、
證據調の段階に従つて、裁判所に提出
するのであるように私は心得てゐるの
でございしますが、ここに四十條の規定
に、「裁判所において、云々、又一裁
判長の許可を受けなければならぬ。」
といふ規定がありますので、一見す
に檢察官によりまして提出せられた證據
書類、乃至は證據物についてのみ辯護
人のこの權限があるようにも見られる
のであります。併しながら檢察官にお
いてどういふ證據物を持つておるかと言
いますと、これは辯護人の方で豫め心
得まして、それに對する防禦方法、或
いは證據の收集をいたさなければなら
ない、その規定の趣旨が、未だ公
判に提出せられておらない證據物、或
いは證據書類についても、その方法で

開覽乃至は豫寫することができるとい
あるといふ趣旨ならば、それでよろし
いのであります。その點をお尋ねいた
したいと思ひます。

○政府委員(宮下明義君) 御質問の第
一點、被疑者の辯護人の權限は何か
といふ點について先ずお答えを申しま
す。被疑者の辯護人に公訴提起後の被
告人の辯護人と全く同じ範圍の權限を
認めて、捜査時代におきましても全く
當事者であります檢察官、被告人、辯
護人とが對等であるといふ建前をとる
かどうかといふ點については、いろ
いろな議論がある點であらうと考えて
おります。この案におきましては、公
訴提起後の被告人の辯護人の權限と、
公訴提起前の被疑者の辯護人の權限と
に或る程度の差異を設けてあるのであ
ります。その意味は、當事者對等主義
と申しますのは、要するに公訴提起
後の公判段階におきまして、攻撃者で
あります被告人側と、その防禦をいた
します被告人側とが全く對等の立場
に立ちまして、裁判長の面前において
對等の力を以て攻撃防禦を闘はすとい
ふ意味と考へまして、起訴前におい
ては必ずしも徹底した當事者對等主義
といふものは採り得ないといふ考へ方
に出發いたしておるわけでございます。

刑事訴訟におきましては民事訴訟と違
いまして、民事訴訟においては原告、
被告は互いに自己に有利な證據とい
うものは自分の身邊に持つておりまし
て、原告も被告も自分に有利な證據と
いふものはすべて分つておるわけでござ
います。が、刑事訴訟においては、攻
撃者側であります檢察官は、被疑者
が罪を犯したかどうかといふ點につ
いて、捜査時代においては、少くとも暗

中觀察でありまして、被疑者側にお
いてこそ自分で犯罪を犯したか否かとい
うことは十分に分つており、自分に有
利な證據といふものは自由自在に使用
する立場におりますが、捜査段階にお
いては民事訴訟と違つて、刑事訴訟
においては攻撃者側が著しく不利な立
場におるといふ點をお考へ願ひたいと
思ふのであります。尚、日本の法制的
建前といたしましては、檢察官はただ
單に攻撃者のみといふ職責ではござい
ませんで、被疑者の不利な點も、又有利
な點も、同時に取調をするといふ建前
をとつております關係上、起訴前
においては必ずしも當事者對等といふ建
前をとらなかつたわけでございます。

この點はいろいろに議論のある點と存
ぜられます。又立案に際してもい
ろいろに議論を聞かれた點でございま
すが、餘りに捜査段階において被疑
者側の權利といふものを強めま
す、人權の保障と公共の福祉の調和と
いふものが破れる心配もございする
ので、或る程度被告人の辯護人の權限
との間に差異を設けたと、こういう次
第でございします。それで被疑者の辯護
人の權限の最も大きなものは、第三十
九條の交通權と考へております。辯護
人が被疑者と何人の立會もなくして自
由に接見いたしまして、被疑者の言
とを考へておるところを十分に聽
き取りまして、身體の拘束を受けてお
る被疑者に代つてその防禦の準備を整
えてやる。この身體の拘束を受けた被
疑者との交通權といふものが、起訴前
における被疑者の辯護人の最も大きな
權限と考へております。次に第九十七
十九條以下の證據保全の請求權、これ
がその次に大きな被疑者の辯護人の權

限と考へております。即ち第一回の公
判期日前、起訴前におきましても、被
疑者の辯護人は被疑者のために、裁判
官に對して押收、搜索、檢證、證人尋
問、鑑定等の處分を請求いたしまし
て、豫め保全して置かなければ、公判
においてその證據を使用することが困
難なような證據の保全をしてやる。こ
の證據保全請求權が被疑者の辯護人の
權限の第二に大きな權限であります。

それで、この證據保全の請求によりま
する證據保全、裁判官の處分、押收、
搜索、檢證、證人尋問、鑑定等につ
きましては、被疑者の辯護人は立會權を
持つておりまして、被疑者のために補
充尋問をいたす權限を持つておるわけ
であります。次に勾留理由の開示の
請求權、勾留された被疑者はその勾留
の理由の開示を裁判所に請求すること
ができるのであります。この勾留
の理由の開示を被疑者に代つてその辯
護人が請求をしてやるというのが第三
の權限であります。次に捜査段階にお
きましては、檢察官、司法警察官等の押
收、搜索、檢證等の處分につきまして
は、被疑者又はその辯護人は、權利と
して立會權を持つておらないのであり
ますが、搜查官の方でその被疑者又は
辯護人を立會せるといふ場合に
は、これに立會つて、その捜査に或る
程度介入して行くことができるという
建前になつております。以上が被疑者
の辯護人の主な權限でございします。

御質問の第二點、被疑者の辯護人
に或る程度の搜查權、官公署等に對す
る證據書類の要求權等を認むべきでは
ないかといふ點でございしますが、こ
の點につきましても、或る方面にお
いては、このような主張があることを承

知いたしておるのであります。が、改
正案におきましては、辯護人に檢察官
又は司法警察官と同じように證人の取
調權或いは押收、搜索、檢證等の權限
をそのまま認めることは如何なるもの
か。要するに最前申上げました證據保
全請求權の活用によりまして、保全し
なければならぬ證據は裁判官に請求
いたしまして、證據保全、裁判官の手
によつて強制力を使つてその證據を保
全して頂き、それ以外の必ずしも即時
保全する必要のない證據につきまして
は、任意の活動によりましてその準備
をして頂く、このような建前をとつた
わけでございます。

次に第四十條と起訴狀一本主義との
關係についての御質問であります。こ
が、仰せのように改正案におきまして
は、起訴狀にはそれ以前の搜查書類、證
據物等を一切添付してはならない。起
訴狀一本で公訴提起をいたしまして、
裁判官の豫斷を拒むことを防ごうとい
う立場を堅持したわけでございます。
従いましてこの四十條といふ規定
は、公訴提起後に裁判所側において作
りました公判準備の書類或いは公判調
書或いは第一回公判後、當事者から提
出せしめた書類その他のものを指すも
のと考へております。尚この點につ
いて御注意願ひたいのは、檢察官又は被
告人が證據書類、書面、證據物等の取調
を請求するについては、その内容を相
手方に知らしめる機會を與えなければ
ならないといふ規定が第二百九十九條
に規定いたしてありますので、この
點御注意をお願いしたいと考へており
ます。

○委員(伊藤修君) 今の開通して
お尋ねいたしますが、勾留理由開示の

申立権は、被疑者といふのはどこから出て来ますか、八十二條八十三條で

○政府委員(宮下明義君) 被告人となつております。

○委員長(伊藤修君) 今の被疑者の辯護人の辯護権としての開示の中に入り

○政府委員(宮下明義君) 第八十二條の規定は、勾留されておる被告人を對

象としたしまして、被告人及びその辯護人に勾留理由の開示の請求権を認め

ておるのであります。二百七條第一項の規定によりまして、公訴提起前

に「勾留の請求を受けた裁判官は、その處分に關し裁判所又は裁判長と同一

の権限を有する。」という規定を設け

まして、總則の規定を全部公訴提起前に準用いたしておりますので、この

八十二條の規定が二百七條によつて公訴提起前に準用されておる、但し保釋

については、公訴提起前の保釋というものは二百七條第一項但書によつて排

除されておりますので、それ以外の總則の規定がすべて起訴前にも準用

になるといふ規定になつております。

であります。従ひましてそれ以外の書類或いは物の授受もできる、こう考へております。

○岡部常君 そうですねと「物」の中には飲食物といつたようなものも入るわけになるように思いますが、その點は如何でございますか。

○政府委員(宮下明義君) 第二項によつて、他の法令で制限を受けない限り飲食物の授受もなし得ると、このよう

に考へております。

○岡部常君 只今の御説明によりまして、大體この法令の例として監獄法等を挙げられまして、今の御説明による

飲食物といふようなものの制限はおのずから監獄法に入るように考えられますので、その點分りました。私はもつ

と一步進りまして、この辯護人ととの接見の場合における立會省略のことについてお伺いしたいのですが、それは舊

法と比較いたしますれば、これは問題なく非常に自由な立場になりました。

被告人の防禦權或いは黙秘權といふものを尊重するといふことは、これは結構なことでありまして、これは、何

としても少し行き過ぎではないかといふ感じを免れないのであります。この點は二項においてその弊害なきように考へておられましてよろしいけれども、一體具體的にはどういふふうに必要な措置を講ぜられるつもりでありますか。その點伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(宮下明義君) 國家の財政に餘力がございませうれば、各刑務所の中に周圍から自由に内部を監視できるような四面ガラス戸のございます。接見室といふものを設けたならば、最も適當ではないかと考へておるのであります。併しながらその餘裕もございま

せん場合は、テーブルの中間等に或る仕切を設けて自由にする、ただ話だけは自由にできるというふうな施設を作つたならばいいのではないかと、このように考へております。又戒護に支障のある物の授受を防ぐためには、接見前後に被告人の身體の搜檢をするといふことも考へております。

○岡部常君 實際は、これは刑務所においていろいろやり方があつたと思ひますが、これは、すでに臨時措置法によつて實行に移されてから相當時間も経つておるようでありまして、今までの實績において何か弊害もありはしなかつたかといふことを懸念されるのであります。その實情を伺ひたい。

○政府委員(宮下明義君) 通牒によりましてこの改正案第三十九條の内容の運用をいたすようになりまして、應まだ新しいことと考へておられ、應急措置法施行當時には、こういうようなことはいたさなかつたのであります。それで昨年の末頃からこのような措置を採つたわけでありまして、現在まで報告に接しておりますところでは、特に弊害があつて、いろいろな點で差支を生ずるといふような事案も見えないように思つております。

○岡部常君 その次の第三項に、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、公訴の提起前に限り、第二項の接見又は授受に關し、その日時、場所及び時間指定をすることができると。こうなつておりますが、これは一體具體的にはどういふふうによられるお積りでありますか伺ひたい。

○政府委員(宮下明義君) 實際の運用をいたしましては、日時、場所につきま

しては逮捕直後、その後の手續が時間的に非常に限られております場合に、直ぐ被疑者の辯護人が参りまして會いたいというふうな申出がありまして、場合によつて勾留後のものと後にして呉れという指定をいたし、又具體的に檢察官、檢察事務官、或いは司法警察職員がその被疑者を取調中に辯護人が参りまして會いたいというふうな場合に、取調をしていない日、或いは時間

に會つて呉れという指定をする、それから場所につきましては、場合によりましては檢察局、警察等ではなくて、刑務所の接見室で會つて呉れという指定をする、時間等につきましても、刑務所等の官廳勤務時間にして呉れという指定をするといふような運用を考へております。

○委員長(伊藤修君) 先程に關連して、搜索、差押の場合に、被疑者、辯護人が立會えると、こういう先程の權利の一部としておしやしましたか、それはどこから引用されましたか。

○政府委員(宮下明義君) 二百二十二條の第六項の規定が、「檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、第二百十八條の規定により差押、搜索又は檢證をするに關し必要があるときは、被疑者をこれに立ち會はせることができ

る。」、従ひまして權利として被疑者又は辯護人がすべての捜査段階の差押、搜索、檢證に立會いするといふ權利はございせんが、檢察官、檢察事務官の方で進んで立會わせるといふ場合には、それに立會うことができる、かように考へております。

○松井道夫君 細かい點ですが、これは三十一條の但書に「地方裁判所においては、他に辯護士の中から選任され

た辯護人がある場合に限り。」といふことになつておりますが、これは他の辯護士がない場合に辯護士でない辯護人でありまして、これを附けるのはこれは一向差支ないように思ひますが、これはどうしてこのような但書を附けられたのですか。

○政府委員(宮下明義君) 立案當局といたしましては、むしろ改正案におきまして、特別辯護人制度を全廢しようかと考へたわけでございます。ところが、現在の日本の實情を考へますと、全國に六千人の辯護士しかおらず、又辯護士が大體地方裁判所所在地に事務所を持つておられるといふ實情等を考慮いたしまして、簡易裁判所においては、裁判所の許可を得た場合には辯護士でない者をも特別辯護人にする、ことができるという建前を採つたわけでございます。そうして地方裁判所においては、本來は辯護士である辯護人を希望したものであります。が、若し他に辯護士である辯護人がある場合には、被告人の望みによりまして、裁判所の許可を得た場合には特別辯護人をも選任し得る、このような建前を採つたわけでございます。

○委員長(伊藤修君) 先程の辯護人の主任制度について、被疑者については主任制度は置かないように注意して賣いたといふお説があつたが、なぜ置かないかといふその理由を伺ひたい。

○政府委員(宮下明義君) 被疑者自體におきましては、法律効果を伴いまするいふ、な訴訟行為といふものがそれほ多數多く辯護人に與えておられますので、起訴後においては、辯護人が各種の訴訟行為をいたします關係上、主任辯護人制度を設けて置きませ

據物のみとは限定したておらないの
ます。併しながらその餘裕もございま
といたしましては、日時の際につきま
いては、他に辯護士の中から選任され
上、主任辯護人制度を設けて置きませ

んと、辯護人間にいろ／＼矛盾を生
じます關係から、起訴後、公判の段
階においては主任辯護人制度を設けた
わけであり、被疑者段階において
は必ずしもその必要がない。而も辯護
人の数は三人に法律によつて限られて
おりますので、必ずしも捜査段階に
おいては主任辯護人制度というものを
設けなかつたわけでございます。

○委員(伊藤修造) 序にもう一章
伺います。第五章を伺います。

○政府委員(宮下明義君) 第五章裁判
の章を御説明申し上げます第五章につ
きましては、大綱におきましては現行法
とさして變つておりません。ただ單純
な手続的な規定を裁判所の規則に譲り
ました關係から、條文の数が少なくな
っております。先ず四十三條であります
が、これは現行法の四十八條に相當す
る規定でございます。四十三條第一項
の「判決は、この法律に特別の定めあ
る場合を除いては、口頭辯論に基づいて
これをしなければならぬ。」という規
定は、現行法四十八條第一項と同じで
あります。この特別の定めは改正
案におきましては、四百八條及び四百
十六條に除外例が規定してありまし
て、その場合には口頭辯論を経ないで
判決をする場合がございします。現行法
四十八條第二項のごとく、詳細な規定
を止めて、改正案四十三條第二項
は、ただ單に「決定又は命令は、口頭
辯論に基づいてこれをすることを要しな
い。」という規定をいたしました趣旨
は、この決定又は命令をするについ
て、口頭辯論をするか、或いは當事者
の陳述を聴くか、それらの點につきま
しては、すべて裁判所の規則におい
て、詳細な規定をするのが相當である

という考えから、ただ單に決定又は命
令は口頭辯論に基づいてする必要がない
という規定だけを設けたわけございま
す。決定又は命令をするに於いて必
要がある場合に、裁判所自身が事實の
取調をすることができ、その事實の
取調を受命裁判官にさせることもでき
ますし、或いは地方裁判所又は簡易裁
判所の裁判官に囑託することもできる
という規定は、現行法第四十八條と同
様でございます。

次に第四十四條であります。こ
れは現行法第四十九條に相當する規定
でございます。内容においても現行法
と變りございません。ただ第二項の但
書の「第四百二十八條第二項の規定に
より異議の申立をすることができ、決
定」と申しますのは、改正案におき
ましては、高等裁判所の決定について
は、最高裁判所に抗告を認めておりま
せんので、その代りとしたしまして、
その決定をした高等裁判所に更に異議
の申立をすることができ、という規定
を四百二十八條において設けましたの
で、これは上訴ではございせんけれ
ども、上訴に相當する制度という觀點
から、この場合には決定又は命令につ
いても理由を付することを要求したわ
けでございます。

次に第四十五條でございますが、こ
の規定は應急措置法第五條の規定をそ
のまま改正案に採り入れた次第であり
ます。裁判所法第二十七條によりまし
ると、判事補は他の法律に特別の定め
ある場合を除いて一人で裁判をするこ
とができない、判事補は同時に二人以
上合議體に加わり、又は裁判長となる
ことができないという規定がございま
すので、刑事訴訟法においても、特別

の定めをいたしませんと、判事補が一
人で裁判をすることができなくなりま
すので、第四十五條の規定を設けて、
判決以外の裁判は判事補が一人でこれ
をすることができるといたしまして、
本案の終局判決以外のその他の裁判は
判事補が一人でこれをすることができ
るといふ建前にいたしたわけございま
す。而して法律がこのように廣く判
事補が一人でできることのできる場合を
規定してあるわけでございますが、こ
の法律の認めた範圍内において、更に
裁判所の規則で或る程度の制限を設け
ることは可能であり、又かような裁
判所の規則が定められるのではないか
と豫想いたしております。

次に四十六條でございますが、それ
は現行法の五十三條に相當する規定で
ございまして、内容においても現行法
と變りございません。この點につきま
して現在非常に古い規定でございま
すが、明治十四年司法省布達甲第七號
という規定が生きておりまして、判決
の謄本又は抄本を請求する場合に、一
枚三錢という規定がそのまま生きてお
りまして、實際裁判所等でも運用に困
つておりますので、この古い司法省
布達を刑事訴訟法を改正する法律施行
法におきまして、廢止して、差當つ
て、その費用については裁判所の規則
で定めるといふ委任規定を設ける規定
になつております。現行法第五章裁判
の章のその他の規定、例えば現行法第
五十條、第五十一條、第五十二條等の
規定は、すべて裁判所の規則に譲つた
趣旨でございまして、必ずしも現行法
を改めるといふ趣旨ではございませ
ん。裁判所の規則に譲るといふ趣旨に
おいて改正案からは削除してあるわけ

でございます。

○委員(伊藤修造) 第五章について
の御質疑はありますか。別に御質疑
がなければこれを以て休憩いたしま
す。午後一時半から再開いたしま
す。

午後零時十九分休憩

午後二時十五分開會

○委員(伊藤修造) 午前中に引續き司
法委員會を開會いたします。それでは
第六章書類及び送達、第七章期間、第
八章被告人の召喚、勾引及び勾留に入
ります。先ず政府委員の説明を求めま
す。

○政府委員(宮下明義君) 第六章書類
及び送達という章は、現行法の書類
と、それから送達の章を一緒に併せて
規定したのであります。その内容に
つきましては大部分の規定を裁判所の
規則に譲りまして、重要な點だけを法
律に残したわけでありまして、従つて規
定は現行法よりも非常に簡單になつて
おります。主な點を御説明申し上げます
と、第四十七條は現行法を變えまし
て、公判前の訴訟記録の公開について
但書を設けて、公益上の必要がある場
合には、捜査官の判斷によりまして相
當と考えられる場合には公開してもよ
ろしいという但書を附けたわけござい
ます。これは國會法百四條等で、國
會が捜査機關に對して捜査中の記録の
取寄せを求めた場合に、これに應じな
ければならないという國會法百四條の
規定等の關係を考慮いたしまして、そ
の場合に國會の要求が公益上の必要か
ら相當という場合には、これに應じな
ければならないという建前を明らかに
いたしました。又裁判所等が民事の訴

訟或いは行政事件の訴訟等で起訴前の
記録を取寄せるといふ場合も、適當な
場合がございしますので、このような但
書を設けたわけでございます。

四十八條は現行法と趣旨においては
異つておりません。ただ現行法によ
うに、公判調書の記載事項を細かくは書
ておりませんが、すべてこれらの點は
技術的な點でありますので、裁判所の
規則に譲りまして、裁判所の規則で適
當に決める。こういう趣旨であります。

公判調書の整理期間も現行法によつて
五日という畫一的な、而も實際に行わ
れておりません期間というものは法律
に規定いたしませんので、法律では、た
だできる限り速かに整理しなければな
らないという規定だけを設けまして、
これも裁判所の規則によつて適當な實
行可能な期間というものを決める建前
をとつていられるわけでございます。

次に四十九條は、從來公判調書は辯
護人のみが閲覧權を持つておりまし
て、被告人は閲覧權を持つておらな
かつたのであります。被告人に辯護人
がない場合に、被告人に公判調書を見
せませんと、十分な、防禦ができかね
るというところから、辯護人のない被
告人にも公判調書の閲覧權を規定した
わけでありまして、而も被告人が讀むこ
とができない場合、或いは盲である場
合などには、裁判所に對して公判調書
朗讀を請求することができ、このい
う規定を設けたわけでございます。

次に五十條の規定は、新しい規定
であります。この五十條及び五十一
條によりまして、公判調書の正確性を
擔保しようという趣旨でございする規
定でございますが、第五十條は、公判
調書が次の公判期日までに整理され

なかつた場合に、檢察官、被告人又は辯護人の請求がありまると、裁判所書記は、次回の公判期日の初めにおいて、又はその期日前の適當なる機会に、前回公判調書の、證人の供述の要旨を告げなければならぬ。それで、その告げられた内容に不服がある場合には、異議の申立をして、その異議があつたことを調書に止めて置く。これによりまして、この事件が上訴された場合に、その公判調書の記載の正確性というものが、上訴裁判所において、争があつたということがはつきりいたしまして、上訴裁判所の注意を促し得るわけでありませう。

次に第五十一條は、被告人及び辯護人兩方の出頭がなくて開廷した公判期日の公判調書は、次回の公判期日まで整理されなかつた場合は、次の公判期日の最初又はその前の適當の期間に、被告人又は辯護人に審理の重要な事項を告げなければならぬ。これによつて被告人の防禦權を十分考慮してやろう、こういう趣旨で新しい規定を設けたわけでございます。

次に五十二條の規定でございますが、この規定は現行法の規定を少し變更いたしました。公判期日における訴訟手續であつて、公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこれを證明することができるといふ規定に改めました。現行法では、公判期日における訴訟手續は、公判調書のみによつてこれを證明することができるとなつておりました。公判調書以外の資料によつて、訴訟手續の正しく行われたかどうかといふことを争ひ得るかどうかについても、學說においても、論議があつたのでありますが、その

點を解決する意味におきまして、公判調書に書かれておる訴訟手續は、公判調書以外の資料によつて争ひ得ない。併しなから書かれていない事項につきましては、他の資料で争ひ得るし、又その事實を證明することができるといふ趣旨を明らかにしたわけでございます。この五十二條の規定は、訴訟手續に關するだけの規定でありまして、その訴訟に關して行われし被告人の供述の内容とか證人の供述の内容等、この五十二條の範圍外でありまして、それは他の資料によつてその正確性を争ひ得るのだという解釋をとつております。要するに五十二條の規定は訴訟手續に關する限りの規定である、このように解釋いたしております。

次は五十三條の規定でございますが、これは全く新しい規定でございます。被告事件がすべて終結した後、その確定記録を一般國民に公開する制度を新たに規定したわけでございます。勿論、記録の保存或いは裁判所、檢察廳の事務に支障を生じてはなりませんので、その支障のない場合に限つて、何人も訴訟記録の閲覧を請求することができるといふ趣旨の規定を設けたわけでありませう。而して第二項において、辯論の公開を禁止した事件の訴訟記録及び一般の閲覧に供しては適當でないと考えられる事件で禁止したもの、それらについては、特に許可した場合でなければ閲覧を許さない。併しなから日本國憲法八十二條の第二項但書の事件は、政治的な事件でありますので、このような事件は絶対に閲覧を禁止することはできない、必ず公開するという建前をとりまし

て、裁判の公正明瞭を期待したわけでございます。

次は五十四條でございますが、書類の送達につきましては、裁判所の規則で或る特別の定めをいたすことを豫定いたしました。原則として民事訴訟に關する法令の規定を適用するということにいたしました。而して現行刑事訴訟法で民事訴訟法の送達に關する特別を設けておるわけでございますが、裁判所の規則においても、大體現行刑事の特例と同じ程度の特例が定められるといふつもりでございます。最高裁判所の事務當局の方にも、その連絡をいたしております。且つこの中にございませうように、この法律で、特に刑事訴訟につきましては公衆送達という制度は認めないことにいたしました。この點は被告人の保護を厚くするという趣旨によりまして、刑事訴訟法上は公示送達という制度を全然廢止したわけでございます。

次に第七章、期間。これは現行法と殆んど變つておりません。ただ五十六條の附加期間につきましては、現行法のように法律で一律に定めませんで、裁判所の規則に譲りまして、その土地の具體的な事情等を十分考慮いたしまして、裁判所の規則でそれ／＼決めることに従つて期間を延長することをできるという趣旨に改めたわけでございます。

次は第八章の被告人の召喚、勾引及び勾留の趣旨を御説明申し上げます。この章におきましては、規定の順序を現行法と幾分變えておりますが、大體の内容は現行法を踏襲いたしまして、細かい點におきまして、憲法の人權尊重の精神に従ひまして、いろ／＼修正

はいたしておりますが、大體の内容は現行法と大差ございません。尙、被告人の勾引という制度は、すべて起訴後の制度というふうに改めまして、起訴前には被疑者の逮捕ということとはございませうが、被疑者の勾引という制度はなくしまして、従ひまして勾引という制度は、被告人を審理のために裁判所に勾引する制度ということにはつきりさせたわけでございます。

五十七條は現行法の八十三條に相當する規定であります。特に被告人の保護を考えまして、裁判所の規則で定める相當な猶豫期間を必ず置きまして、被告人を召喚することができるといふ規定に改めまして、この相當の猶豫期間といふのは、裁判所の規則で、それ／＼具體的な場合に應じまして、適當な期間が定められることを期待しております。

次に五十八條の勾引であります。これは現行法の八十六條及び八十七條に相當する規定であります。現行法の罪證湮滅及び逃亡、又は逃亡の虞れという事由を被告人の勾引理由とはいはしませんで、被告人が住居不定の場合及び被告人が正當な理由がなく、召喚に應じないとき、又は應じない虞れがあるとき、この二つの事由がある場合にだけ被告人を勾引することができるといふ建前に改めたのでございませう。この意味は、勾引という制度は、要するに審理のために公判廷に被告人の出頭を確保するといふ制度と考えまして、證據湮滅の虞れがあるから勾引するといふ考え方は止めたわけでございます。要するに公判期日に被告人の出頭を確保するといふ制度として勾引の定義を明らかにしたわけでございます。

五十九條は現行法八十九條に相當する規定であります。現行法においては裁判所に引致してから四十八時間以内に訊問をすればよかつたのでありますが、改正案におきましては被告人の保護を考えまして、引致後二十四時間と半分の時間に制限いたしましたわけでございます。これによりまして、裁判所側においては現行法よりも時間的に可なり制限を受けるわけでございます。が、二十四時間の餘裕があつたならば、その時間内に勾留状態を發するか、或いは訊問を済ませてしまふということができ得るといふことを期待いたしまして、このような改正をいたしたわけでありませう。

次に第六十條の勾留であります。これは現行法の九十條に相當する規定であります。勾留につきましては、現行法のいわゆる勾留理由というものを改めまして、罪を犯したことを疑うに足る相當な理由がある場合には被告人を勾留することができると、ただ單に犯罪の嫌疑のみを勾留理由といたしまして、その半面、實質的に勾留された被告人の保護を計る意味におきまして、保護或いは勾留の取消、その他の制度を設けたことは、先に提案説明において詳細政府委員から申述べましたところでございますので、ここでは省略いたします。

第六十一條は現行法の九十條に相當する規定であります。趣旨とするとこれは現行法と變つておりません。第六十二條は現行法八十四條、八十八條、九十一條を整理して一條にいたしました。現行法と變りがございます。

六

第六十三條は現行法第九十七條に相當する規定であります。その内容においても現行法と大差ございません。ただ召喚状の記載内容といはしめて、法律に列記する事由の外、裁判所の規則でこれ以上に適當な事項を附加できるといふ趣旨を明らかにいたしましたわけでありました。

六十四條は現行法九十七條に相當する規定であります。この條文の内容も現行法と大差ございませんが、ただ勾引状、勾留状につきまして、改正案においては有効期間といふものを法律上明らかに記載することにいたしました。その有効期間が過ぎました後は勾引状、勾留状の執行に着手することができないで、その令状はこれを廢した裁判所又は裁判官に返還しなければならぬといふことを明らかにいたしましたわけでございます。

次に六十五條でございますが、これは現行法の九十九條及び八十四條二項、三項を一括にいたしまして、召喚状の送達、及び送達に代る方法について、一つの條文に纏めて規定を整理したわけでございます。

次に六十六條は現行法の九十四條に相當する規定でありまして、規定の内容は現行法と變りがございます。

次に六十七條は現行法九十六條に相當する規定であつて、ただ被告人を引致したときから二十四時間以内に、その人運でないかどうかを取調べなければならぬといふふうに、時間を現行法の四十八時間の半分といたしました。先程の一般の勾引状と同様であるだけであつて、それ以外の點は現行法と變りがございます。

次に六十八條は現行法百六條に相當

する規定でありまして、規定の内容は現行法と變りがございます。

次に六十九條は現行法の九十三條に相當する規定であります。

次の第七十條は現行法百條に相當いたしております。その内容につきましては現行法と變りがございます。

七十一條は現行法の百二條に相當する規定であつて、内容は現行法と變りございません。

七十二條は現行法の九十五條に相當いたしまして、現行法においては、應急措置法以前においては、檢察官にも勾引状發布権といふものを認めておつたのであります。憲法の關係から、檢察官が勾引状を發布するといふ權限を全部否定することになりました。七十二條におきましては勾引状の執行の囑託をするという制度に改めたわけでありまして、七十三條は現行法百三條に相當いたしまして、勾引状、勾留状の執行方法に關する規定であります。

七十三條第三項は新しい規定でありまして、現在までは勾引状、勾留状を必ず所持しておりませんと、その執行ができなかつたわけでありまして、一旦勾引状、又は勾留状が發布されております場合には、たとえそれを所持いたしませんでも、一應被告人を勾引又は勾留いたしました。その後、できる限り速かに勾引状又は勾留状を被告人に示すという制度にいたしました方が、いろいろな點で便宜がございますので、第七十三條第三項の規定を新たに設けたわけでございます。この規定は逮捕状にも準用になつておりまして、逮捕に際しましては、一通逮捕状が出ておりますれば、その警察等

におきましては、全警察官に指令をいたしまして、逮捕すべき人間を逮捕せよと云ふ措置が講ぜられますので、このような規定を設けたわけでございます。

七十四條は現行法百七條に相當しております。

七十五條は現行法百八條に相當いたしております。規定の内容も現行法と變りございません。

七十六條は應急措置法第六條の規定を更に敷衍いたしまして、整備した規定で、現行法にない規定であります。被告人を勾引したときは、直ちに被告人に對して、公訴事實の要旨及び辯護人を選任することができ旨並びに貧困その他の事由によつて、自ら辯護人を選任することができないときは、辯護人の選任を請求することができ旨を告げなければならないという規定を新たに設けて、被告人の保護を計つたわけでございます。この規定は尙憲法の要求しておる規定でございます。

次に七十七條は、これも應急措置法第六條の規定を更に敷衍整備した規定でありまして、逮捕又は勾引に引續いて勾留する場合を除いて被告人を勾留するには、被告人に對して辯護人を選任することができ旨及び貧困その他の事由により自ら辯護人を選任することができないときは、辯護人の選任を請求することができ旨を告げなければならないという規定を新たに設けたわけでございます。

次に七十八條も新しい規定でありまして、勾引又は勾留された被告人は、裁判所又は監獄の長、若しくはその代理人に、辯護士又は辯護士會を指定して辯護人の選任を申し出ることが

できるという規定を新たに設けまして、被告人の辯護人選任權を確保しようとしたわけでございます。

次に七十九條も新しい規定でありまして、被告人を勾留した時は直ちに辯護人に被告人を勾留したことを通知しなければならぬ。被告人に辯護人がないときは、その法定代理人、保佐人、配偶者、親族等の中で被告人の指定する者一人に被告人の勾留の事實を必ず通知しなければならぬという規定を新たに設けまして、被告人の保護を計つたわけでございます。

次に八十條は、先程第四章辯護の章の御説明の際觸れました通り、勾留されておる被告人と、辯護人以外の第三者との接見又は書讀、若しくは物の授受に關する規定でありまして、現行法の百十一條に相當する規定であります。そうしてこの場合には第八十一條によりまして、現行法通り逃亡又は罪證隠滅を疑ふに足る相當な理由がある場合に、檢察官の請求又は職權で接見禁止その他の處分ができるという規定を設けたわけでございます。

次に八十二條以下の勾留理由の開示の制度は、應急措置法第六條第二項においてすでに認められておりました。制度を整備いたしましたわけでございます。この制度は日本國憲法三十四條が要求いたしております制度でありまして、要するに勾留されている被告人は裁判所に勾留の理由の開示を請求することができ。これによりまして被告人は公開の法廷において勾留理由の開示を受けることができ、それによつてその後保釋の請求をするなり、或いは勾留取消の請求をするなり、適當な防禦の方法を講じ得るわけでございます。

この勾留理由の開示につきましては、第八十二條から八十六條までに可なり詳細な規定を設けまして、この制度が確實に運用されることを期待いたしましたわけでございます。

次に八十七條であります。これも新しい制度でありまして、勾留の理由又は勾留の必要がなくなつたときは、裁判所は檢察官、被告人若しくは辯護人等の請求により、又は職權でその勾留を取消しなければならぬという規定を新たに設けたわけでございます。これによつて、一應犯罪の嫌疑によつて被告人を勾留したものであります。が、その理由がなくなつた場合、或いは勾留の必要がなくなつた場合に、勾留を取消すといふことにいたしました。實質的に被告人の保護を圖らうとしたわけでありまして、

次に八十八條から九十四條までは保釋に關する制度であります。この保釋制度につきましては、現行法を更に一歩進めまして、犯罪の嫌疑によつて被告人を勾留する半面、事件によりましては、保釋を被告人の權利と規定して、即ち八十八條におきましては、被告人だけでなく、その辯護人、法定代理人、その他の親族に對して、保釋の請求權を認め、第八十九條におきましては、第八十九條第一號乃至第五號に掲げる以外の事件につきましては、保釋の請求があれば必ず保釋を許さなければならぬといふことにいたしました。この場合には權利として保釋を請求することができるといふ制度を設けたわけでございます。併しながらこの權利保釋の制度につきましても、餘りに被告人の人權の尊重を言い過ぎます

と、半面、治安維持という點につきましても、心配がありますので、八十九條第一號乃至第五號という條件に當てて、裁判所の適當な裁量に委ねて、裁判所の適當な判斷によつて裁量保障をいたすという制度にいたしたわけでございます。

次に九十條はこれも新しい制度でありまして、現行法では保釋は必ず請求に依つていたところでしたが、事情によりましては裁判所に職權保釋を認めた方が適當な場合もございますので、職權によつて保釋を許すことができるという制度を、九十條で新たに認めたわけでございます。

次に九十一條は、勾留による拘禁が不當に長くなつた場合に、被告人又は辯護人その他親族等から請求があつた場合、又は職權で、その勾留を取消し、又は保釋を許さなければならぬという制度を新たに規定いたしました。これは日本國憲法三十七條が迅速な公開裁判を受ける權利があるということ規定いたしておりますし、又憲法三十八條第二項におきましては、不當に長い拘禁中の自由の證據力を否定いたしております精神を酌みましますと、日本憲法は拘禁が不當に長くなつた場合には、その拘禁を解けとすることを命じておる趣旨を考へまして、この九十一條の規定を新たに設けたわけでございます。然らば如何なる場合が不當な長い拘禁かといふことは、具體的事件の輕重又はその事件の難易等とも脱み合せまして、具體的に決定されなければならぬ問題と考へております。何ヶ月ならば一律に不當な長い勾留といふようなことは言えないのではないかと考へております。

次に九十二條は現行法百十六條の第一項に相當する規定であります。この改正案におきましては、現行法上裁判所がいろいろな決定をいたします場合に、檢察官の意見を聴かなければならぬという規定が隨所にございまして、これを、當事者對等主義の見地から、檢察官のみの意見を聴くという規定を大部分削除いたしております。そして裁判所が決定する際に檢察官又は被告人の意見を聴くかどうかといふことは、すべて裁判所の規則に據つたのであります。保釋に關するものは特に慎重を期しまして、檢察官の意見を聴かなければならぬという規定を九十二條に存置いたしたわけでございます。

次に九十三條は現行法百十六條第二項に相當する規定であります。内容は現行法と大差ございません。九十四條も現行法と殆んど變りのない保釋決定の執行についての規定でございます。

次に九十五條は勾留の執行停止に關する規定であります。現行法上は勾留の執行停止と、その外に責付という制度が規定してあつたのであります。が、改正案におきましては、責付という言葉を止めまして、すべて勾留の執行停止一本にいたしました。併しなから責付の内容は勾留の執行停止の中に繰り入れまして、勾留の執行を停止する場合に、被告人を親族、保護團體その他の者に委託し、又は住居を制限して、勾留の執行を停止するという制度に整理いたしたわけでございます。次に九十六條は、保釋又は勾留の執行停止の取消に關する規定であります。これは現行法と殆んど變りのない規定であります。

次に九十七條は、上訴の提起期間内の事件で、まだ上訴の提起がない場合、及び上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していない場合について、どの裁判所が勾留を取消し、保釋若しくは勾留の執行を停止し、又はこれを取消するかといふことを規定した條文でありまして、考え方は現行法と殆んど變つておりません。

次に九十八條は、現行法の解釋といたしまして、變分解釋上、又従つて運用上疑義がありましたところを明らかにしめる意味において、新たな規定を設けたのであります。即ち「保釋若しくは勾留の執行停止を取り消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、檢察事務官、司法警察職員又は監督官、檢察官の指揮により、勾留狀の謄本及び保釋若しくは勾留の執行停止を取り消す決定の謄本又は期間を指定した勾留の執行停止の決定の謄本を被告人に示してこれを收監しなければならぬ」という手續に關しまして、新しい規定を設けて、解釋並びに運用上の確實を期したわけでございます。

○委員長(伊藤修君) では以上に對する御質疑は次回に譲りたいと存じます。次に裁判官の刑事事件不當處理等に關する調査會を開きまして、「松島嘉久藏事件調査要領」をお諮りいたしましたと思ひます。本件については次の事項につき調査を行います。第一 本件に對する裁判所の國際的關係の認識について。第二 裁判遅延の理由について。

第三 裁判が正當な事情のもとに行われたかについて。

右に基き次の事項を調査する。

- (1) 第一審裁判遅延の理由
- (2) 第一審裁判所の構成及び審理の經過
- (3) 第二審裁判所の構成及び審理の經過
- (4) 第二審裁判に對する係判檢察書記の取扱は如何であつたか。
- (5) 松角武忠檢察事について
- (6) 本件調査の事情
- (7) 區檢察廳に事件送致の経緯
- (8) 略式命令による公訴提起の理由及び改めて公判請求をした経緯
- (9) 木更津支部檢察廳と千葉軍政部の打合せの事情
- (10) 事件に對する認識の程度
- (11) 木更津簡易裁判所手島勇司判事について
- (12) 本件を千葉地方裁判所木更津支部移送の経緯
- (13) 千葉地方裁判所木更津支部古賀清三郎判事について
- (14) 事件審理の經過
- (15) 調書作成の遅延の事情
- (16) 事件に對する認識の程度
- (17) 千葉地方裁判所木更津支部上席判事について
- (18) 當時の事務の繁閑の状況
- (19) 人員配置の状況
- (20) 事件に對する認識の程度

第三 關係方面の連絡の事情。

(付) 檢察廳と關係方面。

(ロ) 裁判所と關係方面。

第四 古賀判事、松角檢察、被告人又はこれの屬する會社との關係の有無。

(イ) 判事、檢察と會社及び被告人、辯護人の關係。

(ロ) 庄司某について。

以上のような調査要領に基きまして調査を進めたいと思ひますが、如何でございますでしょうか。

○委員長(伊藤修君) ではさう決定いたします。本件につきまして便宜、岡部さんと來馬さんに御出張をお願いいたしたいと思います。議員派遣について御決定をお願いいたします。御異議ありませんか。

○委員長(伊藤修君) ではさうに決定いたします。日時等は委員長に御一任願ひたいと存じます。

向先般お取決め願ひました眞木事件に關する小委員會、及び蜂須賀事件に關する小委員會、青木事件に關する小委員會、資格審査不實記載に關する小委員會、以上四つの小委員會の小委員長を互選いたしたいと存じますが、この小委員長の決定については委員長に一つ御指名を一任願ひたいとして如何でございますでしょうか。

○委員長(伊藤修君) ではさうに決定いたしました。眞木事件につきましては、鈴木安幸委員を小委員長にお願いいたします。青木事件につきまして

はないかと考えております。

るが、これは現行法と殆んど變りのな

第二裁判遅延の理由について。

(イ) 事件に對する認識の程度。

いたします。青木事件につきまして

は、岡部委員を小委員長をお願いいた
し致す。資格審査不實記載に關する小
委員會につきましては、私が委員長を
いたしなれと思ひます。以上決定さし
て頂きます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君)ではさう決定
いたします。本日はこれを以て散會い
たします。

午後三時八分散會

出席者は左の通り。

委員長

伊藤 修君

理事

岡部 常君

委員

中村 正雄君

水久保基作君

鬼丸 義賢君

來馬 琢道君

中村 正雄君

宮城タマヨ君

星野 芳樹君

小川 友三君

政府委員

法務廳事務官

(檢務局刑事課長)

宮下 明義君

昭和二十三年七月三十一日印刷

昭和二十三年八月二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局